

広島市東区選挙管理委員会告示第 2 5 号

令和 7 年 1 0 月 2 3 日

令和 7 年 1 1 月 9 日執行の広島県知事選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法(昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号)第 3 7 条第 2 項及び公職選挙法施行令(昭和 2 5 年政令第 8 9 号)第 2 4 条第 1 項の規定により、別紙のとおり選任しました。

広島市東区選挙管理委員会

委員長 佐々木 和 宏